

# 関西 労災職業病

関西労働者安全センター

2001. 8.10 発行〈通巻第308号〉 200円

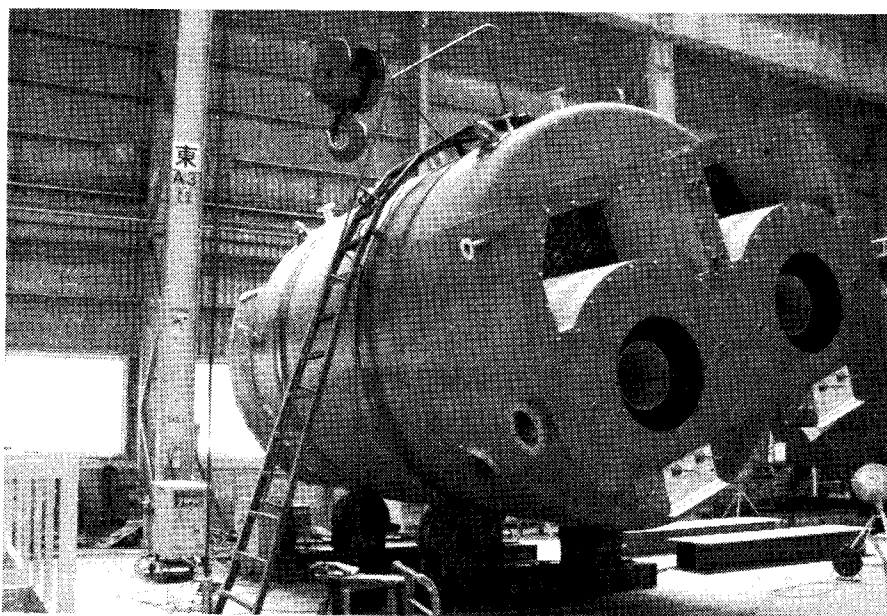
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ほんらいビル602

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail:koshc@osk2.3web.ne.jp



- 記録的猛暑で死亡災害大阪で4件  
熱中症予防で通達…………… 2
- 介護作業従事者が労災保険の第2種特別加入対象者に…………… 7
- アスベスト関連ガンの労基署別認定件数などが開示…………… 9
- 「労災隠し」送検数も過去最多  
大阪はうち1件のみ…………… 13
- インターネット散歩…………… 15
- 前線から(ニュース)…………… 16  
専門検討会報告書と厚労省の姿勢を徹底批判 じん肺肺がんシン  
ポジウム 東京/自転車修理で自宅を500m超えた地点の交通  
事故 大阪

8月の新聞記事から/19  
表紙/大型ボイラという丸く大きい形状にあわせ、上部を曲がった形に  
した作業用梯子 (JAM高尾鉄工所労働組合)

# 記録的猛暑で死亡災害大阪で4件 熱中症予防で通達

記録的な猛暑の中、熱中症による死亡が報じられている。大阪労働局に寄れば大阪でも今年の夏、すでに4件の熱中症労災死が発生しているとのことだ。熱中症対策についてまとめてみた。

## 熱中症とは

人間の体温は42℃が限界とされる。これ以上ではタンパク質が変成して生命を維持できないからだ。たとえば、人間「ゆで卵」。

熱中症とは、やけど（熱傷）を除く、暑熱

の環境下で体温調節や循環機能の働きに障害が起こる病気のことをいい、4つに分類される（表1）。

熱中症が発生しやすい環境としては次の3つの傾向があるといわれる。

- 1)湿度が高い時には25℃以下でも発生する。
- 2)真夏日よりも熱帯夜が多い年に多い。
- 3)梅雨明け後などの急に暑くなった日に多い。

これらは、発汗が効率的におこなわれたかどうか、1日というサイクルで体温が正常化できたかどうか、といったことが発症

表1 熱中症

熱虚脱	皮下の血管拡張と発汗による脱水により、脳血流が不足して、めまい・頭痛・吐き気を生じ、血圧低下や脈拍増加が起こる。目の前が暗くなったり、意識を失うものは「熱失神」とも呼ばれる。
熱けいれん	発汗時に水分だけを補給し塩分を補給しないと、血液中のナトリウムが不足し、主に使っている筋肉がつったり、けいれんを起こして、痛みを伴う。
熱射病	放熱が追いつかず、40℃を超えると体温調節中枢が麻痺して、体温が高いのに発汗が停止したり皮膚が乾燥したりする。意識障害（感情や意識の乱れ）も生じる。すぐに救急処置をしないと高率で死亡する。
熱疲労 （熱疲労、熱疲労）	いわゆる「夏バテ」のことで、軽度の水分不足や塩分不足が継続し、食欲不振や疲れやすい感じなどが生じ、慢性に経過する状態。

要因として重要であることを示している。

## 作業環境、方法面の対策

1) 空調、日よけ、通風、散水などで気温と湿度を下げる。適切な休憩所を設置する。

作業現場の気温、湿度の低下対策をとるばかりでなく、暑熱作業員の休憩所は涼しい場所に設け空調を行う。空調温度は20～24℃でないと休憩時間中に体温を正常化できないので、一般事務職向けの空調とは別にしなければならない。室内配置、共用の場合の膝掛けの用意などの工夫が必要になる。スポットクーラーの活用も。休憩室には、シャワー、寝転がれる長いす、冷凍冷蔵庫、製氷機・冷水器などを設置する。

2) 作業中の温度、湿度の変化がわかるように温度計、湿度計を設置する。

3) 水分、塩分を補給するためのスポーツドリンク等や身体を適度に冷やすことのできる氷、冷たいおしぼりなどの物品を備え付ける。

暑いときの飲み物は体を冷やすことより、発汗で失った成分の補給と考えるべきで、市販のスポーツドリンクが適している。消化管からの塩分補給を促進するために若干の糖分も添加されている。食塩の錠剤、梅干し、塩昆布も利用できる。

ポイントは作業前から飲み始めること。いったん渴きをおぼえてから補給し渴きをいやしても、その段階では水分、塩分の絶対量が不足するからだ。また、仕事でも15分から20分おきに飲むのがよい。「汗ばかり出て疲れる」「飲まずに我慢すれば

精神が鍛えられる」というのは間違い。余分な水分は汗でなく尿で排泄されるし、汗が出にくくなると熱中症を起こしやすくなる。

4) 十分な休憩時間や作業休止時間を確保する。

高温、暑熱時は身体の活動量を減らし、一定時間ごとに交代したり、休憩することが重要だ。昔から農作業は朝の涼しいうちにすませ、昼の炎天下では仕事をしないものだ。

5) 作業服は吸湿性、通気性のよい、色調の明るい服を、帽子・保護帽も通気性の良いものを着用する。

一般的には麻や綿などの吸湿性のよい生地で、薄手で縫い目が粗く、通気性良好で、明るい色の服装が良い。最近では、保護具として冷媒入りの保冷服、冷風を送る送気服、電動ファン付きのマスクや保護帽、つば広の帽子、後頸部の日よけなどもある。

## 健康管理も重要

普段から夏バテを防ぐようにする。十分な食事をとり夜更かしを避ける。帰宅後は効果的に体温を下げるようにし、運動不足の人は早朝散歩やストレッチ、休日のプール歩行など行うのもよい。

特に注意したいのが、過剰なアルコール摂取。

アルコールは腎臓が体内の水分を調節する働きを麻痺させ、尿量を増やし、脱水状態を助長する。つまり、のどの渴きをいやす感じは一過性のもので、一層の渴き感をもた

らし、さらにもう一杯という悪循環をもたらすことになる。また、深酒は体力の消耗をもたらすのは言うまでもない。

職場における健診結果、健康状態のチェックも有効で、特に体重が減ってきている人は夏バテ要注意。労働者の状態に応じた作業負荷、暑熱曝露の軽減を検討するなどの配慮も必要だ。

### 軽く考えず救急車

熱中症ではないかと思われたら、甘くみないで医療機関に受診させる。特に次のような場合は救急車を呼んで一刻も早く受診するようにする。

- 1) 体温が40℃を超えている。
- 2) いつもと言動が違うなど、意識がおかしい。
- 3) 自分で水分や食事を摂取できない。
- 4) 身体は暑いのに発汗していない。
- 5) めまいやけいれんが持続したり、繰り返し起こる。
- 6) 心臓、腎臓、脳、甲状腺などに持病がある。

応急措置としては、

- 1) 涼しい場所に移動、安静にし、水分と塩分を与える。
- 2) 体表面を水で濡らしたり冷風を送る、冷たいタオルなどで頸部、腋の下、股間など大血管が通る部位を冷やす。
- 3) 特に熱虚脱の場合は脳血流確保のため、足をやや高めにして手足を先の方から中心部に向けてマッサージする。医療機関受診時には必ず状況を知るもの

が同行して医師に仕事や発症状況をきちんと説明する。万一の場合に備えて熱中症治療が受けられる医療機関の連絡先を確認、周知しておくことも重要だ。

### 熱中症対策の行政通達

厚生労働省がこれまでに出した通達は次の3つ。

- ① 「熱中症の予防について」(基発329号1996年5月21日)
- ② 「熱中症による死亡災害発生状況(平成12年分)について」(基安労発第9号2001年5月8日)
- ③ 「熱中症の予防について」(基安労発第22号2001年7月25日)

①③は<http://www.jaish.gr.jp/anzen/html/select/anhr00.htm>から「熱中症」をキーワードにして検索できる。

労働省は94年、95年の記録的猛暑の中、熱中症が多発したことを受けて①を出し、安全衛生対策、救急措置などについて指示した。近年の熱中症死亡災害発生件数は②によれば表2のようになっていて、94年、95年に増加した後一時減少していたが、再び猛暑といわれた99年に20件、2000年に18件と相当な発生をみている。そのため、②が出され、さらに酷暑の今年状況下で③が出された。なお、死亡災害以外の件数はここには含まれていない。

②によると、1998年から2000年の3年間の死亡災害件数を業種別にみると、48件中、建設が35件(73%)を占め、製造4件、林業3件、運送業2件、警備・鉦

表2 熱中症による死亡災害発生件数推移（1990年～2000年）

年	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01 (～8/13)
全国	11	7	4	1	20	24	9	15	10	20	18	
大阪				0	1	2	0	1	0	0	0	4※

全国の件数は②、大阪の件数については大阪労働局提供資料による。  
空欄は不明。  
※死亡4件の他に「休業4日以上」災害が2件なので、「休業4日以上  
の死傷災害」としては6件。

表3 職業性疾病（熱中症）による死亡災害一覧（1993年～）

大阪労働局 2000年5月31日現在

職種 (労働者数)	発生日時	年齢 (性)	傷病名	発生状況
木造家屋 建築業 (3)	94/8/3(水) 15:00	24 (男)	熱射病	分譲マンション室内改装工事現場において被災者が壁材であるコンパネを運搬作業中に発生した。同作業は、階段口に横付けしたトラックよりコンパネ材を4階作業場内に階段を使って運び上げるもので作業開始後1時間後、室内で倒れ8時間後病院にて死亡したものの。
建築工事業 (4)	95/7/26(水) 16:30	? (男)	熱射病	午前中より埋設配管のための構の掘削作業に従事し、午後は当該溝の碎石敷き、捨てコン用型枠の木造りに従事していたところ、午後4時半頃、疲れてだるそうにして溝からあがったので、日陰で休ませたところ所在不明になり午後5時15分頃発見された。
警備業 (20)	95/8/10(木) 10:30	47 (男)	熱射病による 脳血栓症	工事現場入口で車両の誘導・警備を行っていた被災者よるめいた後出入口外の路上に倒れた。救急車で運ばれたが意識が戻ることなく9月27日に脳血栓症により死亡したものの。
その他 土木事業 (15)	97/8/19(火) 12:40	54 (男)	熱中症による 脳内出血	駐輪場の拡幅工事現場で、午前中、資材の荷卸し作業を行っていたところ、足がふらついていたので、少し休憩を取らせたが、昼過ぎに急に気分が悪くなり、容体が急変したものの。

業・造園業・清掃業各1件となっている。

## 大阪の災害事例

③には今年の通達時までには発生した事例が6例掲載されているが、半数が建設業、記録上の気温が30℃に達していなかった(27℃)ものも2件ある。

大阪における1993年以降の災害事例を表3、表4に示す(大阪労働局による)。

表3をみると、熱中症に脳血栓や脳内出血を合併して死亡した例があることがわかる。過去に安全センターでも、土木基礎の深礎掘り労働者が脱水症状から脳梗塞を起こ

した労災認定例を経験している。

表4の2001年分は大阪労働局が今年8月10日に関係団体宛に出した「熱中症の予防について(要請)」に添付されたもの。

「災害は、いずれも建設業の現場で、現場日数が1日から5日の者で急に症状が悪化して手遅れになるものが多く認められ、死亡に至らずとも意識不明になるなどの重篤な状態となる災害も発生して」とこの要請通達も述べているが、予防対策がなによりも重要で熱中症が危険な疾病であるにもかかわらず軽視され、災害発生を繰り返していることがわかる。

当安全センターで関わった熱中症の例で

は、元請建設会社（奥村組）が労災として認識できていないという呆れた事例もあった（本誌2000年2月、3月号）。会社責任に基づいた現場における予防対策の実施や点検がもっとも重要だ。

9月になろうかという時期に熱中症関連記事を掲載するのはいささか遅かったかもしれないが、「暑さ過ぎれば」ということに

ならないように、関連する職場の今後の熱中症対策に生かしていただければと思う。

猛暑とともにぶりかえす熱中症災害の発生状況をみると、通達などによる行政指導の実効性には大きな疑問を感じざるを得ないという感想を最後に付け加えておきたい。安全衛生活動のポイントはやはり現場における労働者、労働組合の活動なのだ。

表4 2001年熱中症災害発生速報

大阪労働局									
発生日	発生地	業種	災害状況	気温℃ 湿度%	発生状況	災害時刻	性別 年齢	現場 日数	経年 年数
7/4(水)	高石市	機械設置工事業	死亡	34.9 56	被災者は、8時50分から、機械整備工事の足場組立て作業で主に足場材の運搬作業に従事していた。16時40分頃、場内をふらつきながら歩いていたのを発見され病院へ搬送されたが翌日の午前1時39分熱中症によるものと思われる多臓器不全で死亡。	16:40	男 51	3	1.5
7/4(水)	熊取町	警備業	休業（意識不明）	34.9 56	被災者は、電力外線工事での警備誘導業務に8時から勤務していた。15時頃作業終了の後片付け中に、被災者が見当たらないので捜したところ車の中で倒れていたものである。当日は炎天下での作業で熱射病にかかったものと思われ、病院に搬送したが数週間ほど意識不明の状態が続いた。	15:15	男 68	1	6
7/24(火)	守口市	その他の建設業	死亡	35.5 54.4	建築物の解体工事初日、被災者は建物周囲に防護ネットを張るための丸太材を組み立てる作業で、手元として組み立ての補助作業を行っていた。午後2時頃気分が悪くなり休憩を取っていたが、突然苦しみだし痙攣を起こし、病院に搬送したが死亡した。体温が40.7度あり熱中症によるものと思われる。	14:00	男 23	1	3
7/30(月)	吹田市	建設業	死亡	36.8 53	午前8時30分より作業を開始し、建設資材のボードの運搬作業を行っていた。10時の休憩時に被災者が倒れているのを同僚が発見、病院に運んだが同日11時15分死亡。熱中症の疑いがあり調査中。	10:00	男 28	1	4月
8/3(金)	浪速区	建設業	休業（意識不明）	36.6 46	ビル工事現場において2階でダクトの取付け、加工の作業を行っていた被災者が14時頃ふらついていたのでため休憩を取らしていたが、14時20分頃車の中で意識もなく、ぐったりしているのを発見、病院に搬送したが、意識不明。原因は暑熱による熱中症によるものと思われる。	14:20	男 51	5	7
8/7(火)	淀川区	建設業	死亡	33.3 58	被災者は型枠解体工として、午前中13階、14階の型枠解体を行っていた。昼の休憩中に不調を訴え休憩していたが、1時間後様態が急変し病院に搬送、翌8日8時13分死亡。原因は熱中症によるものと思われる。	13:00	男 56	1	15

# 介護作業従事者が 労災保険の 第2種特別加入対象者に

## 登録ヘルパーも労災保険の対象者に

労働者ではないが、労働者と同じように労災保険の補償制度が適用される、労災保険の特別加入制度について、その範囲を拡大する法律改正が、この4月に施行されている。具体的には、加入が認められる職種に「介護作業従事者」を加えるというもの。

高齢社会を迎えて、介護には携わるが、雇用労働者ではない作業者の数が増えてきているという状況に対応したものといえる。

労災保険の特別加入制度は、中小事業場の事業主の第1種特別加入、自営業者の第2種特別加入、そして海外派遣者の第3種特別加入がある。いずれも、そのままでは労災保険の対象外となるが、任意に加入することによって適用を受けることができるという制度である。

今回の介護作業従事者に係る改正では、第2種のうち、特定作業従事者に加えることによって対象となるようにしたものである。表のとおり、介護作業従事者は「特17」として、労災保険料率は、1000分の7ということになる。

## 曲折があったヘルパーの災害補償制度

そもそも、介護作業従事者の災害補償については、個人の委任の形式で働いている限り、何の制度もなかったところ、1992年にできた「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」によって、「ケアワーカー福祉共済制度」として「介護労働安定センター」なる労働省の外郭団体が運営していたという経過がある。対象となったのは全国の家政婦紹介所に所属する家政婦だった。

しかし、この制度は立法時より国会でも「なぜ労災保険の特別加入制度でカバーせず、わざわざ新たな団体を作って対応しなければならないのか」という議論が交わされたこともあった。また、その後も行政監察で、介護労働安定センターの運営が極めて低調であることなども指摘された経緯がある。

それが、今になってやっと特別加入制度の対象になったという見方ができる。

## ヘルパーの労働条件向上の道具に

この「介護作業従事者」の範囲については、次のとおりとなっている。

「この法律において「介護関係業務」とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理その他のその者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするための福祉サービス又は保健医療サービスであって厚生労働省で定めるものを行う業務をいう。」(介護労働安定法第2条)

つまり、当初想定されていた家政婦紹介所に所属する家政婦で介護の業務につく人はもちろんのこと、ホームヘルパーとして働きながらも労働者には該当しない人が含まれることになる。たとえば、いわゆる「登録型」ヘルパーとして、週のうち数日程度、個人の宅に出向き、ヘルパーとして働くという場合、雇用労働者には該当しなくとも、災害補償は労災保険を適用するというわけである。

もちろん、介護労働者の就労実態が、雇用労働者として権利が保障されなければならない状況である場合に、この特別加入制度を持ってあててやることがあってはならないが、介護という仕事に携わる形態が多様化し

ている実態が現実とするならば、特別加入制度を活用した補償制度を促進する必要がある。

少なくとも雇用労働者でなく、有償ボランティアの美名のもとに民間保険でお茶を濁すような補償のもとで働かざるを得ない現状について、見直す一つの道具がそろったということができる。

なお、第2種特別加入については、労災保険組合を設立する必要性があり、今後、介護労働者の労働条件向上を課題とする労働組合の取り組みが期待される。

第二種特別加入保険料率表

事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	第二種特別加入保険料率	
		現行	改定案
特 1	労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災保険法施行規則」という。)第46条の17第1号の事業(個人タクシー、個人貨物運送業者)	1000分の15	
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業(建設業の一人親方)	1000分の22	1000分の21
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業(漁船による自営業者)	1000分の48	
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業(林業の一人親方)	1000分の52	1000分の53
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業(医薬品の配置販売業者)	1000分の7	
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業(再生資源取扱業者)	1000分の12	1000分の13
特 7	労災保険法施行規則第46条の18第1号口の作業(指定農業機械従事者)	1000分の6	
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業(職場適応訓練受講者)	1000分の7	
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業(金属等の加工、洋食器加工作業)	1000分の18	
特 10	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業(履物等の加工の作業)	1000分の6	
特 11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業(陶磁器製造の作業)	1000分の16	1000分の17
特 12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業(動力機械による作業)	1000分の4	
特 13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業(仏壇、食器の加工の作業)	1000分の18	
特 14	労災保険法施行規則第46条の18第2号口の作業(事業主団体等委託訓練従事者)	1000分の7	
特 15	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業(特定農作業従事者)	1000分の8	
特 16	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業(労働組合等常勤役員)	1000分の6	
特 17	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業(介護作業従事者)	新設	1000分の7

(注) 改定案が空欄の事業については、改定は行われない。



# アスベスト関連ガンの 労基署別認定件数などが開示

## 「労基署別は1年分だけ」は問題

アスベスト肺がん、悪性中皮腫の労災認定件数が増加していることを前号で報告したが、さらに、1999年度における労基署別の認定件数が開示された。

当初、情報開示申請書を提出したが、厚生労働省職業病認定対策室から「情報提供で対応したい」との連絡があり、申請は取り下げた上で情報提供を受けた。実際の情報提供までは申請から約1ヶ月がかかった。

今回報告する情報はいずれも、こうしたいわゆる「情報提供」によって明らかになったものだ。

さて、本省担当者からは、労基署別の数字については「調査原簿にあたらなければならず、調査原簿の保存期間が1年なので最新の1999年度のものしかわからない」との説明があった。

今回はその言葉に従うしかなかったが、いささか不自然であった。調査項目のデータについては電子情報になっているはずだし、そうでないとしてもこうした貴重な情

報が1年で廃棄される（あるいは、開示できない状態になるといった方がよいか）というのは不適切であり、今後、厚労省に対して情報の保存年限、形態を改善することを申し入れていく必要があると考えられた。

## 地域的偏り鮮明に

表1がそれ。前号で示した都道府県別の偏りがさらに労基署別に示された。

大阪では岸和田（肺がん3件）、兵庫では尼崎（肺がん1件、中皮腫4件）など、アスベスト関連企業を多く抱えたり、大規模事業所をかかえている地区でやはり件数が多いと考えられる。

今回の開示情報には、事業者名、職種などは含まれていないが、今後は、さらに実態を明らかにできる形での情報開示、調査を厚労省に対して求める必要があるだろう。

## じん肺肺がん認定件数

アスベスト肺がんを含まないいわゆる

表1 アスベスト関連癌 労働基準監督署別(平成11年度)

局/署別	平成11年度						
	請求 計	肺がん		中皮腫		合 計	
		支給	不支給	支給	不支給	支給	不支給
栃 木				1		1	
宇都宮				1		1	
埼 玉				2		2	
秩 父				2		2	
東 京	1	1		2	1	3	1
中 央				1		1	
三 田				1	1	1	1
向 島			1			1	
神奈川	14	5	1	4		9	1
横浜南				1		1	
鶴 見		1				1	
横須賀		4	1	1		5	1
横浜北				1		1	
厚 木				1		1	
長 野	2	1		1		2	
長 野		1		1		2	
岐 阜	2	1		1		2	
岐 阜		1		1		2	
静 岡				2		2	
清 水				2		2	
愛 知	1	1				1	
名古屋西		1				1	
京 都	1						
大 阪	7	4		2		6	
大阪中央				1		1	
淀 川				1		1	
東大阪		1				1	
岸和田		3				3	
兵 庫	8	1		6		7	
尼 崎		1		4		5	
姫 路				2		2	
岡 山	4	1		3		4	
倉 敷				3		3	
玉 野		1				1	
広 島	1						
福 岡	2	1		1		2	
北九州西		1				1	
北九州東				1		1	
長 崎	1	1				1	
長 崎		1				1	
大 分	1						
合 計	44	17	1	25	1	42	2

「じん肺合併肺がん」の労災認定状況がはじめて示された(表2)。1999年度だけは労基署別件数も示された(表3)。これらは政府統計上は、「その他業務に起因することが明らかな疾病」(労規則別表第1の2の9号)に含まれる。

次節で述べるように、じん肺症等労災認定患者の少なくとも年間1200名が亡くなると仮定して、その7%が肺がん死する(各種調査から推定)とすると約80数名が肺がん死亡となる。これと比較して表3の数値が相当低いものであることがわかる。管理区分2あるいは3の患者でも、労災認定を受けていない(補償を受給していない)方も多数存在していることを考え合わせると、じん肺肺がんの因果関係を認めない不当な通達によって、現在の労災認定件数がいかに不当に抑制されているかが推測される数字だ。

### じん肺「労災認定」患者数

じん肺症やその合併症で労災認定され療養中の患者数の年度別、都道府県別人数が情報提供された(表4)。

上の部分の都道府県別の大きな表が、傷病補償年金受給者以外の、じん肺症等で療養補償又は休業補償を受給しているその年における

患者数、その下の参考①は、傷病補償年金（じん肺）受給者数でこれは年1回発行されている労災保険事業年報に掲載されている。

参考③にあるように、全体で18000名程度が続いているが年金受給者の割合が急激に減少していることがわかる。これは、厚労省が休業補償から年金への移行を厳しく制限しているためだ。

一方、年間のじん肺症等の新規認定件数は1300名程度であることを考え合わせると、年間に同程度のじん肺症等労災認定患者が死亡していることになる。そのうちどのくらいがじん肺死（労災死）とされているのだろうか。

じん肺患者には労災認定されていない「有所見者」も膨大な数に上っているとみられるが、こうしたじん肺患者総体の動向に関する情報は、いったいどこにどのような形で存在するのか、あるいはないのか。また、どのような調査が継続的に行われるべきであるのか。

こうした問題はじん肺だけのことではない。我々としても今後の検討していかなければならない課題だろう。（事務局）

表2 じん肺肺がん労災補償状況

	請求件数	支給決定件数	不支給決定件数
7年度	30	21	10
8年度	29	20	18
9年度	47	35	19
10年度	52	24	13
11年度	37	25	15

※その年度の件数なので、請求件数は各決定件数の和とならない。（単位：人）

表3

平成11年度中の請求受付及び新規に支給決定又は不支給決定を行った者の監督署別

じん肺症患者に発生した肺がん			
局／署別	請求計	支給決定件数	不支給決定件数
北海道	5	6	
岩見沢		5	
滝川		1	
岩手	1	1	1
盛岡		1	
釜石			1
秋田	2	2	2
大館		2	2
山形	1	1	
米沢		1	
福島	2		1
会津			1
埼玉	1		
千葉	2		
神奈川	1		
新潟	3	2	
柏崎		1	
糸魚川		1	
富山	2		2
魚津			2
静岡	1	1	
清水		1	
愛知	1		
大阪		1	
大阪西		1	
兵庫	1	1	
相生		1	
島根			1
浜田			1
岡山	6	3	3
和気		3	3
広島	1		
山口	1		1
小野田			1
福岡		1	1
大牟田		1	
福岡東			1
長崎	3	2	2
佐世		1	
保連		1	2
大江		1	
大分	2	4	
佐伯		4	
宮崎	1		1
延岡			1
合計	37	25	15

※ 支給決定、不支給決定のなかには、前年度未決定（年度末の請求案件等）のものが含まれる。

表4 じん肺症等により療養を継続している者の人数(都道府県、年度別)※傷病補償年金受給者を除く

年度	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
北海道	301	209	279	425	363	418	488	530	552	541	568	577	668	738	706	682
青森	17	21	31	29	25	27	30	32	35	39	40	48	50	54	55	57
岩手	22	25	20	24	24	37	31	31	30	34	36	46	48	50	55	54
宮城	35	49	33	67	117	170	185	206	219	223	233	251	254	257	243	253
秋田	30	19	19	23	33	56	69	86	92	102	118	120	108	107	104	102
山形	14	19	24	14	15	15	17	20	23	24	28	33	51	62	72	75
福島	47	46	47	79	102	106	118	115	121	142	157	201	205	220	218	241
茨城	20	17	16	53	83	132	190	203	229	228	226	220	204	199	252	295
栃木	25	14	22	19	20	14	15	22	24	25	22	34	45	56	60	61
群馬	42	41	43	49	41	38	38	50	47	54	68	52	82	101	100	104
埼玉	17	17	17	24	23	21	31	29	25	33	29	31	37	42	48	48
千葉	18	13	13	5	7	4	14	14	16	14	20	22	25	30	30	34
東京	38	45	54	55	56	52	66	70	79	83	64	64	87	97	98	105
神奈川	92	104	101	97	100	96	94	108	114	115	125	129	120	130	148	167
新潟	21	43	68	78	71	81	86	86	92	100	116	130	139	137	177	189
富山	28	38	22	23	23	24	35	33	47	48	51	61	73	89	97	106
石川	35	34	31	33	39	31	33	36	35	34	36	34	34	42	49	46
福井	25	28	37	36	45	47	50	52	63	59	64	75	81	91	98	109
山梨	31	29	23	17	18	23	22	25	26	26	26	21	29	32	31	35
長野	77	83	70	87	75	85	89	94	94	96	95	121	135	154	168	184
岐阜	133	109	79	96	114	149	187	203	203	215	216	232	249	250	276	297
静岡	45	35	31	35	25	20	26	25	30	29	22	26	31	45	52	54
愛知	72	87	95	79	90	65	53	60	56	40	49	70	73	99	117	143
三重	27	34	39	37	49	35	37	44	33	24	41	39	40	24	44	39
滋賀	61	70	67	76	72	79	81	81	80	76	80	82	94	91	89	89
京都	171	196	212	213	243	237	244	248	242	251	252	248	256	268	257	262
大阪	60	57	60	65	77	96	100	93	94	80	96	110	138	163	183	213
兵庫	112	157	157	184	192	198	199	223	254	270	273	293	297	313	328	334
奈良	36	32	27	22	30	34	33	35	44	56	66	74	86	92	101	104
和歌山	40	27	29	32	50	37	23	18	13	18	36	44	49	59	66	77
鳥取	11	15	15	17	22	26	27	30	29	26	26	31	26	30	31	29
島根	30	14	19	13	17	20	18	23	24	21	22	29	33	38	39	46
岡山	151	111	129	148	140	142	146	150	164	182	206	228	286	306	351	421
広島	75	79	88	108	129	242	254	280	339	360	396	415	449	472	492	504
山口	140	131	141	148	151	143	142	156	153	165	182	195	201	209	203	207
徳島	19	24	19	25	18	25	32	44	65	76	90	112	125	117	121	122
香川	11	13	17	22	18	18	17	18	22	23	21	33	33	32	37	40
愛媛	104	116	124	145	147	154	152	162	168	168	184	196	209	222	240	247
高松	97	114	132	152	183	196	212	233	224	235	253	281	286	293	295	295
福岡	184	201	203	192	214	263	301	319	358	383	454	517	505	574	618	610
佐賀	49	42	60	59	66	73	80	82	85	77	70	77	73	85	91	91
長崎	406	403	424	450	482	486	497	486	478	485	506	561	663	721	778	791
熊本	50	61	59	61	54	57	67	83	81	91	110	136	174	199	213	240
大分	83	72	82	98	99	101	111	120	130	139	158	175	241	265	293	338
宮崎	22	21	19	13	16	19	10	13	9	13	25	33	41	48	63	71
鹿児島	16	12	10	17	20	19	22	31	65	66	65	90	111	128	134	142
沖縄	4	2	3	6	7	5	5	4	5	5	6	8	7	12	13	15
合計	3,144	3,129	3,324	3,750	4,065	4,426	4,777	5,106	5,411	5,585	6,027	6,605	7,251	7,843	8,334	8,778
参考①: じん肺による傷病補償年金受給者の人数(表1)																
全国	15,782	16,006	15,927	15,734	15,499	14,967	14,355	13,769	13,194	12,591	12,030	11,390	10,932	10,494	9,940	9,439
参考②: じん肺症等により療養を継続している者の総数(合計+参考①)																
全国	18,926	19,135	19,251	19,484	19,504	19,393	19,132	18,875	18,605	18,176	18,057	17,995	18,183	18,337	18,274	18,217
参考③: 傷病補償年金受給者の割合(参考①/参考②、%)																
全国	83.39	83.65	82.73	80.75	79.47	77.18	75.03	72.95	70.92	69.27	66.62	63.30	60.12	57.23	54.39	51.81

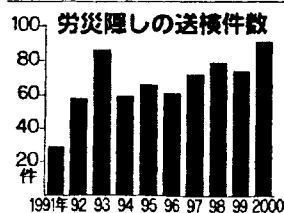
※厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

# 「労災隠し」送検数も過去最多 大阪はうち1件のみ

## 「労災隠し」送検 最多に

厚労省 調査 昨年91件、9年で3倍

仕事上のけがや病気を労働基準監督署に届けない「労災隠し」で摘発され書類送検された件数が昨年、過去最多の91件になったことが厚生労働省の調べで分かった。10年前の約3倍で、今も増加傾向にある。摘発は実際の労災隠しの氷山の一角とみられており、労働者が補償を受けられずに泣



き寝入りしないよう、実効のある対策が同省な

どに求められている。労働安全衛生法は事業

者に対し、労災事故の発生状況を労働基準署に届けることを義務付けている。

12月、「労災隠し排除」を労働基準に推進。積極的

疑（報告義務違反）で摘発し検察庁に書類送検した件数を集計。昨年初めて90件を超えた。

91年は29件に過ぎなかったが、「労災隠しが横行

している」との情報があり、旧労働省は同年

「大島秀利」

再三報告してきたように「労災隠し」の実態は非常に深刻だ。

ところが、労働行政側は「労災隠し」を『労働者死傷病報告提出義務違反、虚偽報告違反のこと』とだけ定義しており、公式には、その法違反で送検した件数を明らかにしているだけ。したがって、実際の労災隠し件数に対しては、まさに氷山の一角でしかない。

が、その「氷山の一角」でさえ、8月1日付け毎日新聞大阪本社夕刊の報道によると、2000年に過去最多の91件のぼったという。

記事中のグラフを

た。しかし社会保険庁の調査で、本来労災保険扱

みると、1993年度の件数が突出している。

1991年12月5日付基発第687号「いわゆる労災隠しの排除について」が出された翌年の1992年は前年の約2倍、その翌年の1993年はさらに増加したもので、以後は92年の水準にいったん落ちてから、また2000年まで漸増してきている。今回「過去最多」になったとされるが、

表1 労災隠し 司法事件処理状況  
大阪労基局

1993年(平5)	19件
1994	5
1995	1
1996	5
1997	1
1998	7
1999	5
2000	1
合計	44

突出した93年の数字を7年ぶりに更新したことがわかる。

この報道をみて、安全センターは大阪労働局労働基準部に、過去の労災隠しによる送検件数を問い合わせると表1が開示された。1993年(平5)から2000年(平12)8年間の数字だが、全国では「過去最多」とされる2000年はわずかに1件だった。

目を引くのは93年の19件だ。この年の突出した全国合計件数の裏には大阪局管内19件という「突出」があったことがうかがわれる。このことを考慮すると、全国送検件数はほぼ着実に増え続けてきたといえよう。

都道府県別の件数をみておくことも重要であることを示している。

最多の91件といえども少なすぎる印象だが、一方でどの地方で多くの件数が記録されたのかも興味深い。

## 心とからだに優しい パソコン活用ガイド

チェックポイント 35

**疲れ目、肩こり、腰痛、ストレスを追放!**

安全で健康にコンピューターを使いこなすための [ご注文・お問い合わせ先：書店でもお求めできます]  
情報や工夫・知恵を満載

[著者] 酒井一博

(財)労働科学研究所副所長

[漫画] さとうしんまる

[発行] 全国労働安全衛生センター連絡会議

関西労働者安全センター

〒540 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

A5版・約130頁

[定価] 1,500円

[安全センター特価]1,200円(送料別)

# インターネット散歩。

## 労住医連・安全センター資料箱

<http://isweb30.infoseek.co.jp/computer/roudou1/>

医療と安全衛生関連情報が掲載されています。

労働者住民医療機関連絡会議の運営するメーリングリストの資料箱です。

メーリングリストには、主に労住医連の会員の医師、医療関係者、労働安全衛生センターのメンバーなどが参加していますが、会員でなくても参加できます。また、この資料箱の利用も可。

目次は、ハンセン病／情報公開／指曲がり症／じん肺、合併肺がん／たばこ／シルバー労災／高齢者医療費／その他、となっています。

情報公開では、情報公開法施行の今年4月以来、請求に応じて公開された資料をどんどんいれて、多くの人が利用できるようにしています。

## 環境監視研究所

<http://www4.ocn.ne.jp/~kanshi/>

環境監視研究所は、市民、住民のための調査研究機関として1988年3月に設立されました。以来、公害や環境汚染問題のために市民が安心して依頼できるラボ（分析室）としての役割を果たし、市民運動と協同して調査研究活動も行なっています。

小さな研究所ですが、全国各地で問題提起的な調査に取り組み成果をあげてきました。たとえば、1988年奈良県山添村のゴルフ場排水から農薬を検出しました。全国的にも最初の調査で、農薬汚染と有機物汚染の実態を明らかにしました。ほかに、チェルノブイリ原発事故後の食べ物などの放射能を測定、阪神大震災直後のアスベストを測定、1998年以降は環境ホルモン物質の分析などを行いました。

当安全センターとは、環境測定など常に協力関係にあります。

# 前線から

## 専門検討会報告書と 厚労省の姿勢を徹底批判

### じん肺肺がんシンポジウム

東京

7月21日、東京・神田パンセにおいて「じん肺と肺がんに関するシンポジウム」が開催された。主催は実行委員会で、専門家、弁護士、じん肺患者同盟、労働組合、安全衛生NGOから多数が参加し、会場は満員の盛況となった。

シンポジウムは、渡部真也（滋賀医大名誉教授、東京社医研センター理事長）と平野敏夫（NPO東京労働安全衛生センター代表）両氏が座長を務め、冒頭、じん肺肺がん研究の第一人者の海老原勇氏（労働科学研究所）から実行委員会を代表して挨拶があったあと、「じん肺と肺がんに関する病理、臨床、実験的検討」、「じん肺と肺がんに関

関する疫学的検討」、「じん肺と肺がんに関する裁判上の論点及び労働運動」の3部構成で進行した。

報告、論議的となったのはもちろん、昨年12月に出された、じん肺と肺がんの因果関係を認めなかった、厚労省専門検討会報告書だった。

第1部の「結晶性シリカ

の発がん性試験および短期変異原性試験」では最近の知見をもとに川見正機氏（東京社医研センター）が結晶性シリカの発がん性は科学的に認められることを明らかにし、専門検討会の誤りを指摘した。「じん肺と肺がんにおける病理学的検討」では海老原氏が豊富な症例分析を基礎として、病理学の見地からも関連が明らかであることをわかりやすく展開した。

第2部の「医学における因果関係の推論—じん肺と肺がんを中心に—」では自身の疫学研究と疫学理論に基づいてじん肺と肺がんの因果関係は立証されていることを津田敏秀氏（岡山大学講師）が力説、「政府側の学者は疫学がわかっていないとしか考えられな



渡部真也氏



平野敏夫氏



い。」と言い切った。「じん肺と肺がんに関する包括的な疫学的研究レビューからの反論」では海老原氏が膨大な論文のレビューに基づき報告を行い、専門検討会報告書の誤りを徹底曝露するものとなった。

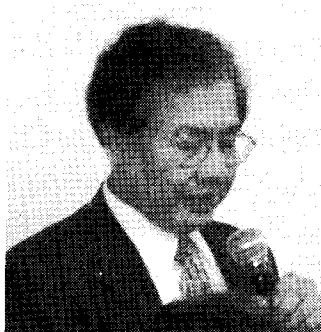
運動の方面からはじん肺患者同盟・磯貝事務局長、全国安全センター・古谷事務局長が報告を行った。当安全センターもじん肺肺がんや結晶性シリカの発がん性をめぐる内外の動向を報告した。

今回のシンポジウムの報告内容を総括したとき、結晶性シリカの発がん性が科

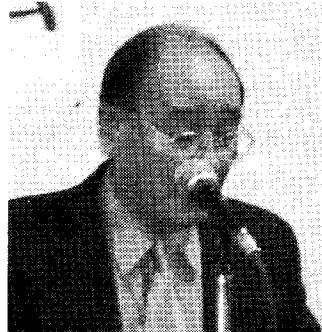
学的に明らかであること、それを含めてじん肺と肺がんの因果関係は科学的に明らかであり、政府・厚労省は今すぐじん肺と肺がんの因果関係を認めて、認定基準を改正したり、あるいは法定合併症とするなどの早急な補償対策を実施しなければならないことが、改め

て確認できる。

専門検討会報告書が結晶性シリカの発がん性を認めず、じん肺と肺がんの因果関係を認めないという二重三重のごまかしを行ったことを、シンポを企画した側が予期した以上に包括的にわかりやすく提起したシンポジウムとなった。



海老原 勇氏



じん肺患者同盟・磯貝氏

## 自転車の修理で自宅を 500m超えた地点の交通事故 通勤災害で労災保険で支給決定

### 大 阪

大阪市港区に住むMさんは、西淀川区の建設資材製造工場の構内下請会社の従業員として勤務していた。自宅から工場までは、当初工場最寄の駅からバスが出

ていたのでそれを利用することが多かったが、昨年はじめ頃からはバスの便が勤務の時間とはあわないため、片道約30分の時間をかけて自転車通勤をしている。

今年4月のある日の午後

6時半頃、いつものとおりMさんは自転車で帰宅途上にあっただが、港区波除にある自宅付近を通りこして、付近のJR弁天町駅をへだてて約300m先にある大通りの交差点をわたるときに自動車にはねられ重症を負った。

Mさんは、横断歩道からそれた直線部分を赤になったばかりのときに「エイヤッ」とばかりに急いでわたろうとしたところを、高架の橋脚の陰から出てきた

乗用車にはねられたという  
ものだった。自転車とはい  
え、自転車用道路ではなく  
しかも信号が赤であったこ  
とも分かっており、事故に  
対する本人の過失の割合は  
重いという状況だった。

事故の発生地点は、通常  
の通勤経路から約500m  
逸れており、通勤途上災害  
として労災保険の給付を受  
けるためには、その地点に  
いたことが少なくとも通勤  
の状態にあったことが認め  
られる必要がある。Mさん  
によれば、その日は自転車  
の調子が悪く、港区に入る  
手前の安治川大橋をわたる  
頃には、ペダルを踏んでガ  
クンと滑ってチェーンが外  
れそうになるぐらいで、修  
理をしないと危険を感じる  
ようになったという。その

ときに帰りに自転車店へ  
寄っていくことを思い立っ  
た。しかし、自宅から数十  
mのところにある自転車店  
は、早く閉まるので、空振  
りに終わる可能性があると思  
い、覚えのあった駅より  
反対側にあるチェーン店で  
やっている自転車店に行こ  
うと考えたという。

毎日自転車で通勤してい  
る者にとって、明日も出勤  
しなければならない以上、  
自転車の修理は通勤そのも  
のに必要不可欠なこととい  
え、もっとも合理的な自転  
車店を選んでそこまで出向  
く行為は、毎日の就業のた  
め取らざるを得ない行為で  
あるといわねばならない。

こうした事情について、  
所轄の西野田労働基準監督  
署に説明し、通勤災害とし

て保険給付を請求したとこ  
ろ、8月中旬に支給決定が  
行われた。

Mさんは、当初自転車の  
故障の件について、取り立  
てて説明しようとはせず、  
老朽化した自分の安全靴を  
新品に買い換えることが通  
勤経路から外れた原因であ  
ると取れるような説明をし  
ていたが、それは労災保険  
の給付が業務との直接の関  
連が重視されるのではない  
かと考えたため、主要な  
理由を後回しにしてしまっ  
ていたため、通勤との関わ  
りが薄いものとなってい  
た。

労災保険で保護の対象と  
なる通勤の範囲について  
は、十分慎重な調査が必要  
と考えられる一件といえよ  
う。

参議院選挙で自民党が単独過半数の議席を  
獲得しました。そんな気はしてたのですが、現  
実となるとやっぱり…。しかし、小泉人気でも  
りあがっているように見えていましたが、実  
際の投票率は56.44%と低い結果となりました。

暑い暑いと思っていたら、熱中症での死亡

災害が大阪ですでに4件、全国的にここ数  
年増加傾向にあるということです。セン  
ターでも過去に幾度か熱中症の重大災害に  
関わっています。台風11号が猛暑を吹き飛  
ばしてくれましたが、最後まで気を抜かず  
がんばりましょう。(T)

## 7月の新聞記事から

7/2 5月に市立五ヶ荘保育所の園舎建て替えの際の仮設のプレハブ校舎で、園児15人と職員11人が「シックハウス症候群」とみられる目の痛みや頭痛になり治療を受けたため、大阪府堺市は、建設会社「大和システム」を6月25日より3ヶ月間の指名停止にした。

7/5 名古屋北労働基準監督署は、トヨタ自動車に対しサービス残業が行われていたのは労働基準法違反として、是正勧告を行った。同労基署が定期調査の際に、社員の勤務記録と警備室へのかぎの返却時間に大幅のずれがあり、残業が認められていないことが分かった。

7/6 東京電力は、福島県富岡町の福島第二原発3号機の定期点検で炉心部のシウラウドにひび割れが見つかったと発表。

7/7 午前10時17分ごろ、陸上自衛隊西部方面隊第4師団第16普通科連隊が、熊本県矢部町の大矢野原演習場で射撃訓練中に機関銃が暴発し、隊員2人が顔などに散弾を受けて軽傷を負った。

7/10 午前10時35分ごろ、神奈川県真鶴町のJAまなづる経済センター前で、現金回収のために停車していたライトバンが2人組の男に襲われ、バンと積まれていた現金約7800万円が奪われた。職員2人が軽いけがを負った。

7/12 中国から強制連行された後逃亡し、終戦を知らずに13年間北海道の山中で過ごした故劉連仁さんが国家賠償を求めた裁判で、東京地裁は請求どおり2000万円の支払いを命じた。裁判長は、「終戦で国は劉さんを救済する義務を負ったのに怠った」と国の責任を認めた。

7/14 午前9時10分ごろ、和歌山県有田市の沖ノ島沖約6キロの紀伊水道で液化石油ガスを積んだ藤井網海運のタンカー「第11幸秀丸」と朝鮮民主主義人民共和国船籍の貨物船「ミョングアン3」が衝突、ミョングアン号が沈没し、乗組員17人のうち16人は救助されたが、船長が行方不明。

7/15 精神疾患で休職した大阪府の公立学校教員が99年度に145人に達し、1万人あたりの休職者数は府知事部局の約3.1倍、全国

の教員平均の約1.9倍、東京都の約1.5倍に上ることが、野田正彰・京都女子大教授（精神病理学）の調査で分かった。教員は、90年からの10年間で96人から145人に増えたが、知事部局では15人から17人と横ばいだった。

7/16 午後11時15分ごろ、大阪市港区の阪神高速道路大阪港線入り線で、調理師運転の乗用車と自営業運転の軽トラックが衝突し、調理師は死亡、軽トラックの運転者も重体。

7/19 午後2時10分ごろ、青森県八戸市の八戸セメント工場内で、サイクロンと呼ばれるタンク内に組まれたスチールパイプの足場が崩れ、耐火れんが交換作業をしていた作業員が転落、3人が15メートル下に落ちて死亡、1人が頭蓋骨骨折の重体、4人が負傷した。

7/21 午後8時40分ごろ、兵庫県明石市のJR山陽線朝霧駅南側歩道橋で、明石市主催の花火大会見物を終えた200人が将棋倒しとなり、約129人が負傷、子ども9人を含む11人が死亡した。

7/23 午後4時半ごろ、宮崎県五ヶ瀬町の雲海酒造の五ヶ瀬第2工場の原酒タンクが爆発。社員1人がタンクの上部ごと吹き飛ばされ全身を強く打って死亡した。

7/24 強い太平洋高気圧の影響で関東から中部地方を中心に記録的な猛暑。前橋市で観測史上最高の40度まで上昇。埼玉県の林間学校の引率教員等各地で3人が熱中症で死亡。

7/29 参議院選挙の投票が行われ、自民党が選挙区、比例区合わせて63議席を確保、改選総議席数の過半数に達した。投票率は56.44%と前回（58.84%）を下回った。

7/30 全国の廃棄物償却処理施設が2000年11月末までの1年間に排出したダイオキシンの総量は1573グラムで、前年（2046グラム）に比べ約2割減ったことが、環境省の推計で分かった。また、濃度の現行基準値を超えたのは、一般ごみ、産廃とも6施設ずつの計12施設。

7/31 総務省の6月の労働力調査結果で、完全失業率は4.9%で過去最悪の水準が続いている。完全失業者数は約338万人。

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師 (広島労働安全衛生センター顧問) 監修 ミドリ安全 (株) 製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) NEW!  
Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super	グレー・ブルー	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
		Relief	-(ウエスト)	骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円 (送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文下さい。  
■パンフレットあります。 関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
〃	2部	4,800円
〃	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259